

第 20 号の 3 様式記載の手引

1 この申告書の用途等

この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号口に掲げる改正規定に限り、）による改正前の法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいいます。）の法人税割額を基礎にして中間申告（予定申告といいます。）をする場合に使用します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた・留意事項
1 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って記載してください。
2 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2 以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。
3 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2 以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付けてください。
4 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 * 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載します。 資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表 5 (1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
5 「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。 資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表 5 (1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かっこ内は除きます）。
6 「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 ロ又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和 2 年旧法」といいます。）第 292 条第 1 項第 4 号の 5 ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 令和 2 年旧法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第 45 条の 4 において準用する政令第 6 条の 24 第 2 号若しくは第 3 号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令（以下「令和 2 年旧政令」といいます。）第 45 条の 5 において準用する令和 2 年旧政令第 6 条の 25 第 2 号若しくは第 3 号に定める金額
7 「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税額①」の欄の金額に 6 を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、当該事業年度開始の日から法第 321 条の 8 第 1 項又は第 2 項に規定する 6 月経過日の前日までの期間の月数が 6 以外である場合は、分子の「6」を当該月数（暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします。）に読み替えて計算した金額を記載します。 * 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第 321 条の 8 第 1 項又は第 2 項に規定する 6 月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします。）が 6 以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (2) この金額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
8 「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
9 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。 算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
10 「円×⑤/12 ⑥」	この金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
11 「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	当該事業年度又は連結事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在における事業所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。

	* 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の従業者の数を記載します。
12 「通算親法人の事業年度の期間」	法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいいます。）の事業年度の期間を記載します。
13 「前事業年度の法人税割額の明細」（⑨から⑲までの各欄）	<p>(1) ⑨から⑲までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。</p> <p>(2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) ⑱の欄は、⑨の欄のかつこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>(4) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑨から⑲までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第20号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。</p> <p>※2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑱の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のかつこ外の金額に対する同欄のかつこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。</p>
14 「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。

3 法人市民税の税率について

法人税割 令和元年10月1日以降開始事業年度：6.0%
それ以前の事業年度：9.7%

均等割

資本金等の額※ 市内従業者数	資本金等の額※				
	50億円超	10億円超 50億円以下	1億円超 10億円以下	1千万円超 1億円以下	1千万円以下
50人超	3,000,000円	1,750,000円	400,000円	150,000円	120,000円
50人以下	410,000円	410,000円	160,000円	130,000円	50,000円

※平成27年4月1日以降開始事業年度より、前期末現在の資本金等の額又は資本金と資本準備金の合計額のいずれか大きい方の金額を用います。

4 申告書の提出について

申告書の控えが必要な場合は、控え用のコピーを持参してください。

郵送による申告で控えに受付印が必要なときは、控え用と共に切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

《問い合わせ》 〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地
碧南市役所 税務課市民税係 0566-95-9878